

公益通報者保護制度の概要

(民間事業者向け)

令和4年7月20日
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室
公益通報者保護制度担当



目次

1. 公益通報者保護制度の概要	… 2
2. 内部公益通報	… 10
3. 参考情報の御案内	… 15

1. 公益通報者保護法の概要



公益通報がなされたとされる主な事例

○ 事業者内部への公益通報（内部公益通報（1号通報））

事業者概要 (不正発覚時期)	発端 (通報の経路)	不正の内容	是正結果
自動車メーカー (平成30年)	社員 ⇒ 内部通報	会長の報酬を、有価証券報告書に50億円過少に記載	金融商品取引法違反 ⇒ 起訴
化学メーカー (平成30年)	新任所長 ⇒ 内部通報	産業用鉛蓄電池をはじめ、半導体材料など幅広い製品で検査不正	(社内処分)

○ 行政機関への公益通報（外部公益通報（2号通報））

事業者概要 (不正発覚時期)	発端 (通報の経路)	不正の内容	是正結果
自動車メーカー (平成29年)	社員 ⇒ 国土交通省	資格を持たない者が自動車の完成検査を実施	道路運送車両法違反 ⇒ 行政措置
化学メーカー (平成27年)	社員 ⇒ 厚生労働省	国の承認と異なる製法で血液製剤を製造	医薬品医療機器法違反 ⇒ 行政措置

○ 報道機関等への公益通報（外部公益通報（3号通報））

事業者概要 (不正発覚時期)	発端 (通報の経路)	不正の内容	是正結果
生命保険会社 (平成30年)	社員 ⇒ マスコミ	保険契約の乗換えにおける、保険料の二重払いや一時的な無保険状態の発生等の不適切な販売	保険業法違反 ⇒ 行政措置
電子機器メーカー (平成23年)	社員 ⇒ マスコミ	損失を10年以上に亘って隠し続けた末、負債を粉飾決算で処理	金融商品取引法違反 ⇒ 刑事告発

公益通報者保護法の概要

1 公益通報

- 労働者・退職者・役員が
- 不正の目的でなく
- 勤務先における^(※1)
- 刑事罰・過料の対象となる不正を^(※2)
- 通報すること

※1 勤務先自体・勤務先の役員・従業員等についての

※2 国民の生命・身体・財産等の保護に関する法令(約490本)に規定する
①直接に刑事罰又は過料が科せられる行為
②最終的に刑事罰又は過料が科せられることにつながる行為

2 保護の内容

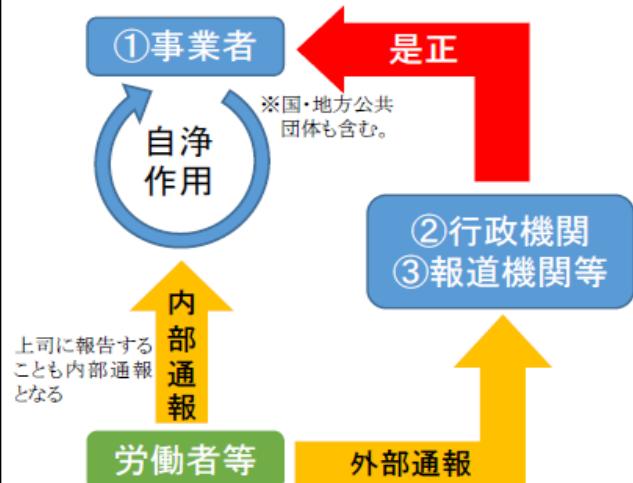
- 解雇は無効^(※3)
- 降格・減給その他の不利益な取扱い^(※4)は禁止
- 損害賠償請求の制限
- 公益通報をしたことを理由として解雇や降格・減給をされた者は、裁判で争うことができる



※3 役員について、解任は無効とならないが、損害賠償請求が可能

※4 配置転換や嫌がらせなども禁止される

3 通報先と保護の条件



【保護の条件】 通報先により異なる

- ① 事業者(内部通報)^{※国・地方公共団体も含む。}
不正があると思料すること
- ② 行政機関
不正があると信ずるに足りる相当の理由があること（例：目撃した場合、証拠がある場合など）
又は
不正があると思料し、氏名などを記載した書面を提出すること
- ③ 報道機関等（通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者）
不正があると信ずるに足りる相当の理由があること
及び
次のような事由があること（例：内部通報では解雇されそうな事由、
生命・身体への危害、財産への重大な損害が発生する事由など）

4 事業者の体制整備義務

- 事業者^(※5)に、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等(窓口設置、「従事者」の指定、内部規程の策定等)を義務付け
- 体制整備義務違反等の事業者には行政措置(助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表)
- 内部調査等の従事者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け(違反した場合には30万円以下の罰金)

※5 常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については努力義務

公益通報者の範囲

公益通報とは、①労働者・退職者・役員が②役務提供先（又はその役員、従業員、代理人その他の者）について③通報対象事実（通報の対象となる法令違反）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を④一定の通報先に通報すること

(法第2条第1項)

- **労働者**：労働基準法第9条に規定する労働者をいう。正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマーなどのほか、公務員も含まれる。
※労働基準法（昭和22年法律第49号）
第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
- **退職者**：通報の日前1年以内に雇用元（勤務先）で働いていた者をいう。派遣労働者については、通報の日前1年以内に、派遣労働者として派遣先で働いていた者をいう。
- **役員**：法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人のほか、法令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。
※取引先事業者の労働者、退職者、役員も通報の主体に含まれる。「取引先事業者」は、請負契約の相手方事業者のほか、卸売業者などとの継続的な物品納入契約、清掃業者などとの継続的な役務提供契約、コンサルティング会社などとの継続的な顧問契約などの相手方事業者もこれに当たる。

役務提供先

(法第2条第1項)

「役務提供先」とは、労働者や役員が役務を提供している（退職者（※）の場合は提供していた）事業者をいう。

通報の主体や勤務形態に応じて、「役務提供先」は以下のとおり。

勤務先	役務提供先
①雇用元で勤務	雇用元の事業者
②派遣労働者として派遣先で勤務	派遣先の事業者
③役員を務めている事業者で勤務	役員を務めている事業者
④勤務先・派遣先の事業者と取引先の事業者の請負契約等に基づいて当該取引先で勤務	取引先の事業者

※退職者の場合は、通報の日前1年以内に働いていた①②④のいずれかの事業者が「役務提供先」となる。

通報対象事実

「通報対象事実」とは（法第2条第3項）

- ① 公益通報者保護法及び「対象となる法律」に規定する犯罪行為の事実又は過料の理由とされている事実
- ② 「対象となる法律」の規定に基づく処分に違反することが犯罪行為となる場合における当該処分の理由とされている事実

「対象となる法律」とは

個人の生命又は身体の保護

消費者の利益の擁護

環境の保全

公正な競争の確保

その他の国民の生命、身体、財産等の利益の保護

薬機法

特定商取引法

水質汚濁防止法

独占禁止法

労働基準法 など 約490本の法律

に関わる法律として別表に掲げる法律
(これらに基づく命令を含む)

(別表)

- 刑法
- 食品衛生法
- 金融商品取引法
- J A S 法
- 大気汚染防止法
- 廃棄物処理法
- 個人情報保護法

その他政令で定める法律

通報先

(法第2条第1項)

- 通報先として、①事業者内部、②行政機関、③その他の事業者外部が定められている。
 - ① 事業者内部は、役務提供先又は役務提供先があらかじめ定めた者（社外の弁護士や労働組合等）をいう。
⇒いわゆる1号通報
 - ② 行政機関は、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者をいう。
⇒いわゆる2号通報
 - ③ その他の事業者外部は、その者に対し通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け、又は受けるおそれがある者を含み、当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）をいう。
(例：報道機関や消費者団体等)
⇒いわゆる3号通報

公益通報者の保護の内容

(法第3条から第7条まで)

○ 雇用元（労働契約・委任契約を結んでいる事業者）からの保護

解雇の無効等

公益通報者が労働者の場合、公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対して行った解雇は無効。

公益通報者が役員の場合、公益通報をしたことを理由とする解任は無効とはならないが、公益通報者は、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

解雇以外の不利益な取扱いの禁止等

公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対して不利益な取扱いをすることも禁止される。さらに、事業者は、公益通報によって損害を受けたことを理由として、公益通報者に対して賠償を請求することはできない。

※「不利益な取扱い」の例

降格／減給／役員報酬の減額／訓告／自宅待機命令／給与上の差別／退職の強要／専ら雑務に従事されること／退職金の減額・没収

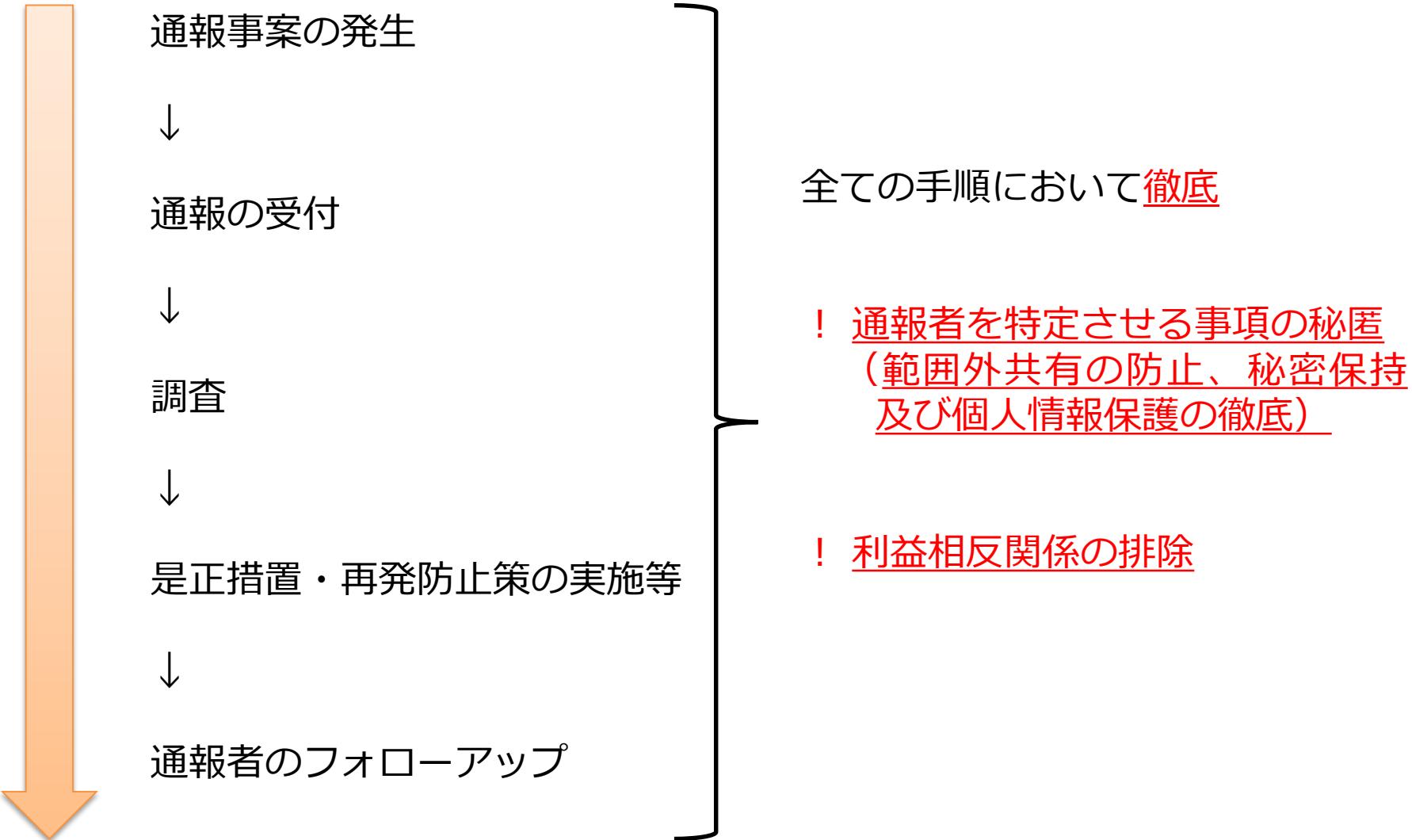
○ 派遣先からの保護

公益通報者が派遣労働者の場合、公益通報をしたことを理由として、①派遣先が行った労働者派遣契約の解除は無効であり、②派遣先が派遣元に派遣労働者の交代を求めること等、公益通報者に対し不利益な取扱いをすることも禁止される。

2. 内部公益通報



通報案件対応の手順（内部公益通報）



事業者がとるべき措置（内部公益通報）

(法第11条第1項及び第2項)

- 事業者（行政機関を含む。）に次の事項を義務付け
(中小事業者（常時使用する労働者の数が300人以下）は努力義務)
 - ・ 公益通報対応業務従事者（※）を定めること

(※) 内部公益通報の受付、調査是正措置に関する業務に従事する者。
例えば、コンプライアンス部門等に所属する者や担当役員などが想定される。
 - ・ 内部公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置（窓口設置、調査・是正措置の実施並びに不利益な取扱い及び範囲外共有等の防止のための措置等）をとること
- 上記の具体的な内容については、指針（令和3年内閣府告示第118号）を策定
- ※ 実効性確保のために消費者庁による行政措置（報告徵収又は助言・指導、勧告若しくは勧告に従わない場合の公表）を導入（法第15条及び第16条）

公益通報者を特定させる事項についての守秘義務①

(内部公益通報)

(法第12条及び第21条)

- 公益通報者を特定させる事項について守秘義務を導入
- 守秘義務に違反した場合、30万円以下の罰金

<守秘義務を負う者の範囲>

- ・事業者から公益通報対応業務従事者として定められている者
- ・事業者から公益通報対応業務従事者として定められていた者

(※) 事業者から公益通報対応業務従事者として定められていない者は対象外

公益通報者を特定させる事項についての守秘義務②

(内部公益通報)

○ 守秘義務の範囲

公益通報対応業務に関して知り得た、公益通報者を特定させる事項

- (例) • 氏名や社員番号
• (場合によっては) 通報者の属性（年代や性別等）や通報内容

(※) 公益通報対応業務とは無関係に知ることができた情報は対象外
(例) 社員食堂でたまたま見聞きした事項は対象外

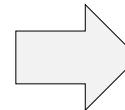
○ 守秘義務の解除

下記の例のような場合は、「正当な理由」があるとして、守秘義務違反に当たらない

- (例) • 公益通報者本人の同意がある場合
• 警察からの捜査事項照会や、裁判所からの文書送付や調査の嘱託への対応等、法令に基づく場合
• 当該公益通報に関する調査等を担当する公益通報対応業務従事者の間での情報共有等、通報対応に当たって必要不可欠な場合

参考情報の御案内

- 消費者庁公益通報者保護制度相談ダイヤル（一元的相談窓口）
TEL: (03) 3507-9262
(平日9:30~12:30、13:30~17:30)



- 公益通報者保護制度Q&A集



- 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針
(令和3年内閣府告示第118号)
- 公益通報者保護法に基づく指針の解説

